

# 可児市ゼロカーボンシティ推進計画策定及び温室効果ガス排出量算定システム 作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本市は、本年6月に可児市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」という。）を改定し、2013年度比で、2030年度温室効果ガス排出量46%削減、2050年温室効果ガス排出実質ゼロの目標を掲げ、7月5日にゼロカーボンシティ宣言をした。

2050年を見据えて、区域施策編の取組みをより実効的なものにするため、施策の進め方を明確にするとともに、施策の実施による温室効果ガス削減量の算出により、削減効果が見える化することによって市民、事業者、行政が一体となって意欲的に脱炭素に対する取組みを進めていけるよう推進計画を策定することを目的とする。

また、毎年度の市内の温室効果ガス排出量を算出し、進捗管理等を行うため、温室効果ガス排出量算定システムを作成する。

## 2 業務内容

### (1) 業務名称

可児市ゼロカーボンシティ推進計画策定及び温室効果ガス排出量算定システム作成業務委託

### (2) 業務内容

別紙「可児市ゼロカーボンシティ推進計画策定及び温室効果ガス排出量算定システム作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託契約方法

プロポーザル方式により選定した事業者との随意契約

### (4) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

※受注者の責に帰すことができない理由により、委託期間内の業務完了が困難な場合は、委託期間の終期を環境課と協議するものとする。

### (5) 予算額

5,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 3 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

## 4 参加要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益遮断・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）とし、下記①～⑦の要件をすべて満たす者とする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の

規定に該当しない者であること。

- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 参加者若しくは参加者の役員等（支店または営業所の代表者その他これらと同党の責任を有する者を含む）が、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年可児市訓令甲第 47 号）に基づく排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- ④ 可児市競争入札参加資格者名簿に搭載されている者であること。
- ⑤ 本プロポーザルの参加申込受付期限日から審査委員会の日までの間において、本市から入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 本プロポーザル参加申込の日において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑦ 国及び地方自治体等から受託して本業務に類する事業の実施業務を行った実績があること。

## 5 参加表明

### (1) 提出書類及び提出部数

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

- ① 参加表明書（様式 1） 1 部
- ② 事業者概要書（様式 2） 1 部

### (2) 提出方法

上記提出書類を環境課へ持参又は郵送により提出する。

可児市市民部環境課…〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地

### (3) 提出期間

令和 4 年 10 月 12 日（水）午前 8 時 30 分から令和 4 年 10 月 25 日（火）午後 5 時 15 分まで

### (4) 参加辞退

参加表明書の提出後に、何らかの理由によりプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和 4 年 11 月 9 日（水）までに辞退届（様式 3）を提出すること。

### (5) 参加資格の審査

参加資格の審査結果については、令和 4 年 11 月 9 日（水）までに参加申込書の提出者すべてに対し書面で通知します。

## 6 企画提案

### (1) 提出書類及び提出部数

それぞれ正本 1 部、副本 11 部を提出すること。

- ① 企画提案書（様式 4）
- ② 見積書（任意様式）

仕様書の全ての業務に要する費用（税込み）を記載すること。

### (2) 提出期間

令和 4 年 10 月 12 日（水）午前 8 時 30 分から令和 4 年 11 月 9 日（水）午後 5 時

15分まで

(3) 提出方法

上記提出書類を環境課へ持参又は郵送により提出する。

可児市市民部環境課…〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

(4) 留意事項

①企画提案書の書式等

- ・用紙サイズはA4版（縦向き、横書き）とする。必要に応じてA3版を使用しても差支えないが、片袖折り等によりA4版に収めること。
- ・ページ番号を付けること。

②企画提案書の作成

- ・仕様書を踏まえること。
- ・必要に応じて、図表・絵等を用いて見やすく、分かりやすいものとする。
- ・両面印刷で10枚以内とし、カラー印刷とする。
- ・企画提案は1事業者1案とする。
- ・正本は提案事業者名入りの表紙を付けること。副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。
- ・提出期限後の問い合わせや書類の追加・修正は、原則として応じない。

## 7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和4年10月12日（水）午前8時30分から令和4年10月25日（火）午後5時15分まで

(2) 提出方法

電子メールにて質問（様式5）を添付して環境課宛てに提出する。その他の方法による質問には回答を行わない。

提出先メールアドレス：kankyo@city.kani.lg.jp

(3) 質問の回答

令和4年10月27日（木）までに、随時市ホームページにて公開する。

## 8 プレゼンテーション審査

(1) 実施日及び場所

実施日：令和4年11月17日（木）

実施場所：可児市役所東館4階第1会議室（詳細は別途通知する）

(2) 実施方法

1事業者につき20分程度の予定とする。（事業者のプレゼンテーション後、審査員による質疑10分程度）

(3) その他

- ①プレゼンテーションに出席する参加者は、業務従事担当者を含む1事業者3名以内とする。なお、事業者が特定できる名札等を着用しないこと。
- ②プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容を逸脱しない範囲で行い、

事業者名が特定できる説明は行わないこと。

- ③プレゼンテーションにパワーポイントのスライドを用いる場合は、11月9日(水)までにデータを担当課あてに電子メールにて送付すること。なお、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。
- ④プレゼンテーションにおいては、本市が用意するノートパソコン、プロジェクター、スクリーンを使用するものとする。それ以外に必要な機材(ポインター等)は参加者が準備すること。
- ⑤遅刻又は欠席した場合は、参加申し込みを辞退したものとみなす。

## 9 審査の方法

「可児市ゼロカーボンシティ推進計画策定業務等委託プロポーザル審査会」において審査し、受託候補者を選定します。

### (1) 審査項目及び審査基準

別紙「審査項目及び審査基準」のとおり

### (2) 受託候補者の選定

上記の審査項目について、プレゼンテーションをもとに審査委員が評価・採点する。

- ①合計評価点の高い者から順位をつけ、順位の最も高い者を受託候補者として選定する。また、第2位の者を次点候補者とする。
- ②評価点の同じ者が2者以上ある時は、次の順序で受託候補者を選定する。
  - ア 評価項目に最低点数の評価がない者。
  - イ 提案金額が最も低い者。提案金額も同額の場合は、くじにより受託候補者を決定する。
- ③参加者が1者の場合においても、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、提案内容が優れていると認める場合には、受託候補者として選定する。
- ④各審査委員の持ち点(100点)を合計した値(満点)の6割を基準点とし、基準点を満たさない者は選定の対象としない。

### (3) 審査結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出したすべての者に速やかに通知する。選定された受託候補者にはその旨を付して通知する。また、受託候補者の名称及びすべての参加者の評価点(合計点のみ)を可児市ホームページ上に公表する。

なお、評価内容についての問い合わせには応じないものとし、選定結果に対して異議申し立てはできないものとする。

## 10 契約の締結

選定された受託候補者と本市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を協議のうえ確定させ契約を締結する。なお、協議の結果、受託候補者と合意に至らなかった場合は、次点候補者と交渉するものとする。

## 11 プロポーザル参加に際しての注意事項

### (1) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出されたとき。
- イ 提出書類等に虚偽の記載又は重大な誤り等が確認されたとき。
- ウ 審査委員会構成員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があったとき。
- エ 本公募要領に定める参加資格要件に適合しなくなったとき。
- オ 著しく社会的信用を損なう行為等により、受託候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合。

(2) 返却等

提出書類は、すべて本市の所有とし返却しない。また、プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲内において、複製ができるものとする。

(3) 費用負担

プロポーザルに係る諸経費等は、すべて参加者の負担とする。

(4) その他

本プロポーザルに係る公開請求があった場合には、可児市情報公開条例（平成 11 年条例第 22 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

## 12 問合せ先

可児市市民部環境課 環境政策係 担当：中島、熊谷

（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）

住所 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地

電話 0574-62-1111（内線 3401、3402）

FAX 0574-63-6816

電子メールアドレス kankyo@city.kani.lg.jp

## 13 スケジュール

項目	日程
公募要領等の公開・配布	令和 4 年 10 月 12 日（水）～令和 4 年 10 月 25 日（火）
公募要領等に関する質問受付	令和 4 年 10 月 12 日（水）～令和 4 年 10 月 25 日（火）
質問の回答	令和 4 年 10 月 27 日（木）まで
参加申込受付	令和 4 年 10 月 12 日（水）～令和 4 年 10 月 25 日（火）
企画提案書の受付	令和 4 年 10 月 12 日（水）～令和 4 年 11 月 9 日（水）
プロポーザル・審査委員会	令和 4 年 11 月 17 日（木）
結果の通知・公表	令和 4 年 11 月下旬